

財政的援助団体等監査の 結果に基づく措置事項

令和6年度

佐賀県監査委員

令和 7 年 2 月 5 日付けで公表した財政的援助団体等監査の結果について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により佐賀県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 8 日

佐賀県監査委員	原 惣一郎
同	荒木 敏也
同	角 貞樹
同	指山 清範

目 次

1 重要な指摘事項に係る措置事項	1
------------------	---

2 その他指摘事項・検討事項に係る措置事項	1
-----------------------	---

2-1 各団体に対するもの

【財政的援助団体】

公益財団法人佐賀県消防協会（危機管理防災課 消防保安室）	1
医療法人社団啓祐会（医務課）	1
佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会（生産者支援課）	1
川上南部土地改良区（農地整備課）	2
肥前吉田焼産地再生チャレンジ推進協議会（国際政策グループ）	2
アリタセラクリスマスイベント実行委員会（文化課）	3
アート県庁プロジェクト実行委員会（観光課）	3

【出資団体】

公益財団法人佐賀県地域福祉振興基金（社会福祉課）	4
--------------------------	---

【公の施設の指定管理者】 なし

2-2 各所管課に対するもの

【財政的援助団体関係】

危機管理防災課 消防保安室（公益財団法人佐賀県消防協会）	5
空港課（九州佐賀国際空港活性化推進協議会）	5
観光課（アート県庁プロジェクト実行委員会）	6
医務課（独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター、医療法人社団啓祐会）	7
長寿社会課（社会福祉法人真栄会）	8
産業政策課（公益財団法人佐賀県産業振興機構）	9
流通・貿易課（公益財団法人佐賀県産業振興機構）	9
生産者支援課（佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会）	9
農地整備課（川上南部土地改良区）	10
河川砂防課 城原川ダム等対策室（水源地域連携・活性化促進協議会）	11

【出資団体関係】 なし

【公の施設の指定管理者関係】

さが政策推進チーム（北山フォレストパートナーズ [佐賀県立 21 世紀県民の森 キャンプ場]）	12
--	----

1 重要な指摘事項に係る措置事項 重要な指摘事項なし

2 その他指摘事項・検討事項に係る措置事項

2-1 各団体に対するもの

【財政的援助団体】

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県消防協会
所 管 課	危機管理防災課（消防保安室）
（監査の結果） 【公益財団法人佐賀県消防協会県費補助金関係】 （１）補助事業に要する経費の配分の変更を行っているにもかかわらず、知事の承認を受けていなかった。	（措置の内容） ○ 消防保安室が新たに作成したチェックリストを使用し、補助事業が適正に行われたかどうかを確認する。 特に、補助事業に要する経費の配分の変更について、県の承認が必要となった場合は、変更承認申請を行うよう徹底する。

監 査 対 象 団 体	医療法人社団啓祐会
所 管 課	医務課
（監査の結果） 【佐賀県回復機能病床整備事業費補助金関係】 （１）補助金事務について、適正でないものがあつた。 令和４年度終了実績報告書の令和４年度収支決算書抄本に決算額を記載していなかった。	（措置の内容） ○ 今後は、補助金申請に係る書類を複数人でチェックすることを徹底し、確認体制を強化する。

監 査 対 象 団 体	佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会
所 管 課	生産者支援課
（監査の結果） 【佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金関係】 （１）補助事業に係る事務について、適正でないものがあつた。 猟友会の事業実績について報告したことを確認できる書面が保存されていなかった。	（措置の内容） ○ イノシシ等被害防止対策事業のうち有害鳥獣捕獲委託事業については、６年度は類似の国庫補助事業も含めて実施していないが、イノシシ等被害防止対策事業のなかで引き続き実施している捕獲報償金交付事業については、イノシシやアライグマの一頭一頭について捕獲月日、場所、体重体長など詳細な

	リストを作成・提出し事業実績が明確になるようにしている。
--	------------------------------

監 査 対 象 団 体	川上南部土地改良区
所 管 課	農地整備課
(監査の結果) 【佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金関係】 (1) 実績報告書の添付書類等に不備があった。 当該補助金交付要綱において、財産管理台帳は施設が完成した年度の補助金実績報告書に記載又は添付するものとされているが、令和3年度及び令和4年度に完成した施設について、各年度の補助金実績報告書に記載又は添付されていなかった。	(措置の内容) ○ 財産管理台帳は施設が完成した年度の補助金実績報告書に記載又は添付する。

監 査 対 象 団 体	肥前吉田焼産地再生チャレンジ推進協議会
所 管 課	国際政策グループ
(監査の結果) 【肥前吉田焼産地再生チャレンジ推進協議会負担金関係】 (1) 負担事業による財産の保全について適切でないものがあった。 負担金事業者が窯業事業者の倉庫を工房として整備し、地元窯業団体が使用している。負担金事業者は、建物所有者との間で工房の借地・借家について口頭の合意は得ていたものの、契約を結ばず、また、貸し出す相手の窯業団体との間で工房の使用契約を結んでいなかった。 このため、工房で火災等による財産の滅失があった場合の責任の所在があいまいなことや、建物所有者から急に工房の仕様変更・撤去を求められた場合に対抗ができないことなど財産	(措置の内容) ○ 建物所有者、窯業事業者、負担金事業者の3者で、建物の責任の所在等に関する合意書の年度内の締結に向けた手続を進めている。

の保全の観点から不備が認められた。 将来のリスクに対して適切な対応を図るため、書面により必要な契約の締結等を行われたい。	
--	--

監 査 対 象 団 体	アリタセラクリスマスイベント実行委員会
所 管 課	文化課
(監査の結果) 【アリタセラクリスマスイベント実行委員会負担金関係】 (1) 負担金事務について、適切でないものがあった。 負担金事業者はクリスマスイベント業務を運営業者に委託しており、委託料の算定にあたって、イベント来場者の皿の絵付け等体験費用及びマシュマロ狩りのためのマシュマロ購入代金の相当額が受託業者の収入とされている。 受託業者の収入とすることが仕様書及び委託契約書に記載されていなかった。	(措置の内容) ○ 令和7年2月10日の実行委員会の定例会議で、内容を共有した。 ○ 今後、イベントにおいて参加者より体験費用を徴収し、受託業者の収入とする場合は、その旨仕様書及び委託契約書に記載する。

監 査 対 象 団 体	アート県庁プロジェクト実行委員会
所 管 課	観光課
(監査の結果) 【アート県庁プロジェクト負担金関係】 (1) 負担金事業者の会計経理事務について、適切でないものがあった。 負担金事業者は、事務局を担っている団体から事務局費として2,000千円の請求書を受領し、同額を支払っているが、請求書に経費の内訳が記載されていなかった。 (2) 実行委員会の委員構成について、検討を要するものがあった。 プロポーザル方式によりイベント受	(措置の内容) ○ 現時点で、本実行委員会は事業完了により解散しているため、今後、類似事業を実施する際は、内訳が不明確な請求書がないよう、会計経理事務手続きの段階で適切な記載を行う旨、請求元の企業・団体と調整する。 ○ 実行委員会の構成についても、上記のとおり類似事業を実施する際は、公平な競争入札を阻害するおそれがないよう、受託事業者を

託業者を選定し、委託契約を締結した後、当該受託業者を実行委員会の構成員として新たに加えている。 受託した事業者が実行委員会の構成員となることで、委員会の運営に関する重要な事項に関与できる当事者となっており、受託事業者自らの利益につながる計画変更、議決権の行使や発言がなされる可能性も否定できない。 また、次回以降の入札において優位な立場となり、今後の公平な競争入札を阻害するおそれがある。 このようなリスクを事前に避ける観点から、受託業者を実行委員会の構成員から除外することについて検討されたい。	構成員から除外する。
--	-------------------

【出資団体関係】

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県地域福祉振興基金
所 管 課	社会福祉課
(監査の結果) (1) 助成金交付要綱について、適切でない部分があった。 基金から発生する果実による助成事業が実施されているが、消費税及び地方消費税の申告義務者が助成対象となる可能性があるにもかかわらず、助成金交付要綱には仕入税額控除に係る規定を設けていなかった。	(措置の内容) ○ 新たに助成金交付要綱に仕入控除規定を設け、適正に助成事業を実施する。 (令和7年度助成事業以降)

2-2 各所管課・関係課に対するもの

【財政的援助団体関係】

所 管 課	危機管理防災課（消防保安室）
監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県消防協会
（監査の結果） 【公益財団法人佐賀県消防協会県費補助金関係】 （１）実績報告の審査にあたって、補助事業の経費の配分の変更があったため変更承認手続きが必要であったが変更されることなく、そのまま額の確定を行っていた。	（措置の内容） ○ 補助事業が適正に行われたかどうかを確認するため新たに作成したチェックリストを（公財）佐賀県消防協会と共有し、ダブルチェックを行う。 特に変更承認手続きが必要な補助事業に要する経費の配分の変更については審査を徹底する。

所 管 課	空港課
監 査 対 象 団 体	九州佐賀国際空港活性化推進協議会
（監査の結果） 【マイエアポート運動拡大事業費負担金等関係】 （１）負担金の支出について、検討を要するものがあつた。 県では、マイエアポート運動拡大事業を含む６件の事業について負担金を予算化し、その金額の範囲内で負担金事業者からの請求額を支出している。 協議会の事業内容に変更が生じており、負担金事業者が実際に支出した額と県の負担金支出額を比較すると、県負担金支出額が事業者の実支出額を大幅に超過しているもの、逆に県負担金支出額が事業者の実支出額に大幅に足りていないものがあつた。なお、事業メニューの一部で実績がないものもあつた。 県は、負担金を支出する際には、協議会で意思決定された事業計画に基づいて予算の範囲内で支出することになるが、各事業の進捗状況及び事業に要する経費を確認のうえ、所要額を支出されるよう検討されたい。	（措置の内容） ○ 定期的に各事業の執行状況を確認し、佐賀県予算の各細事項の予算額の範囲内で執行をすること、執行額が各細事項の予算額の範囲を超えることが見込まれる場合又は事業メニューを実施しない場合には事前に相談することについて、改めて書面でその実施の徹底を依頼した。

所 管 課	観光課
監 査 対 象 団 体	アート県庁プロジェクト実行委員会
(監査の結果) 【アート県庁プロジェクト負担金関係】 (1) 負担金事業者の会計規程の整備に不備があった。 令和2年度の財政的援助団体等監査において、 ・委員会を構成する民間企業と契約書を作成せず広報を行っているもの ・当該企業の関連会社との随意契約の理由が文書で整理されていないもの ・見積金額の内訳の記載が不十分で金額の妥当性を検証することが難しいもの など不適切な会計事務が見受けられ、所管課に対し上記不適切な会計事務を防止するための所要の規定を設けた会計規則の整備を求める指摘を行った。 当該指摘に対して所管課から「令和2年度は会計処理の公正性及び透明性をより確保するため、所要の規定が明記された会計規程を準用することとした。」という措置状況報告がなされている。 今回の財政的援助団体等監査において確認したところ、実行委員会の事務局規程では、会計経理事務は事務局を担う構成団体の会計規則に準じて行うとなっているが、会計規則の代わりとされる経営会議（局長会）規程には上記不適切な会計事務を防止するための所要の規定は確認できなかった。 会計処理の公正性及び透明性の確保のため、県が作成した「〇〇協議会会計処理規程準則」を参考として、事務局を担う構成団体が新たに会計規程を整備するか、又は実行委員会事務局規程を改正し、実行委員会が独自の会計規程を整備されたい。	(措置の内容) ○ 現時点で、当該実行委員会は事業完了により解散しているため、今後、類似事業を実施し、県も構成団体となる場合は、県が作成した「〇〇協議会会計処理規程準則」を参考とした会計規程を整備するよう調整する。

所 管 課	医務課
監 査 対 象 団 体	独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター
(監査の結果) 【佐賀県救命救急センター機能強化事業費補助金関係】 (1) 補助金交付要綱に関し、適切でない部分があった。 補助事業の交付の条件の規定において対象区分がないにもかかわらず、経費の区分があることを前提とした規定になっていた。 (2) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。 補助金交付要綱に定める資料が添付されないままの申請書を受理していた。また、補助金額に影響はないものの申請時点の事実に沿っていない申請となっていた。	(措置の内容) ○ 補助金交付要綱を改正し、実態に合わせ経費の区分についての規定を削除した。 ○ 課内において今回の指摘内容を周知した。 今後は申請書の確認について、補助金交付要綱に定める資料があるか、申請事実にあったものであるかを精査し、適正な事務処理を行っていく。

所 管 課	医務課
監 査 対 象 団 体	医療法人社団啓祐会
(監査の結果) 【佐賀県回復期機能病床整備事業費補助金関係】 (1) 補助事業に係る財産処分の承認に関し、適正でないものがあった。 所管課は、補助金交付決定時に、補助事業者が金融機関から病院整備資金を借り入れることを知り得る状況にありながら、抵当権設定について確認を行わず、財産処分の承認申請を指導しなかった。 抵当権が設定された後で、補助事業者から財産処分（抵当権設定）の追認の申請書が提出されたが、補助事業者以外の団体が受けた融資に係る抵当権設定について必要な確認を行うことなく、財産処分の承認を行っていた。	(措置の内容) ○ 今後は、補助事業を行う団体に対し抵当権設定の事前確認及び指導を徹底するとともに、病院整備資金の借り入れがある場合は、実績報告時に登記簿謄本の提出を求める。

(2) 補助金事務について、適正でないものがあった。 令和4年度決算額が記載されていない令和4年度終了実績報告書（収支決算書抄本の部分）を受理していた。	○ 実績報告書のチェック項目を整理し、適正な確認が行われるよう体制を強化する。
--	--

所 管 課	長寿社会課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人真栄会
(監査の結果) 【佐賀県軽費老人ホーム事業費補助金関係】 (1) 補助金算定に用いる勤続年数の取扱について、明確に規定していないものがあった。 佐賀県軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する要綱（以下「サービス提供費用等要綱」という。）で規定されている民間施設給与等改善費の加算率については、個々の職員について「実際に昇給がなかった年数分は勤続年数から除外する」こととされているが、昇給させた実績がない職員1名の勤続年数の一部を算定に加えていたものがあった。 この加算率は階級ごとに定められており、算定に用いている階級に定められた「職員1人当たりの平均勤続年数」には一定の幅があるため、結果的に補助金は過大となっていないが、算定誤りを生じさせた原因は、サービス提供費用等要綱上の規定が曖昧である（具体的には、「勤続年数の算定は、各施設の給与規程の昇給に準じるものとする。」と規定しているだけで、「実際に昇給がなかった年数分は勤続年数から除外する」ことを明確に規定していない）ことによるものであること、また、加算率は補助金額に直接影響を及ぼすものであることから、補助事業者に対して誤解を生じないよう、サービス提供費用等要綱に明確に規定されたい。	(措置の内容) ○ 佐賀県軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する要綱（以下「サービス提供費用等要綱」という。）を一部改正し、民間施設給与等改善費の加算率における「実際に昇給がなかった年数分は勤続年数から除外する」ことを明確に規定した。 今後も適正な執行に努めていく。

所 管 課	産業政策課
監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県産業振興機構
(監査の結果) 【公益財団法人佐賀県産業振興機構運営費補助金関係】 (1) 補助金交付要綱に関し、適切でない部分があった。 団体の運営に要する経費に対し補助している公益財団法人佐賀県産業振興機構運営費補助金について、団体職員の退職給付引当金を補助対象と認めていながら、退職給付引当金は補助金交付要綱の補助対象経費として記載されていなかった。	(措置の内容) ○ 記載が無かった退職給付引当金について明記する内容の要綱改正を速やかに行い、令和7年2月1日付けで施行し、令和6年度の補助金から適用することとした。 引き続き、当該補助金事業を実施するに当たり、要綱の内容に不備がないか、逐次点検しながら事業を遂行していく。

所 管 課	流通・貿易課
監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県産業振興機構
(監査の結果) 【県産品販売支援事業費補助金関係】 (1) 補助金交付要綱に関し、適切でない部分があった。 団体の運営に要する経費に対し補助している県産品販売支援事業費補助金（運営事業費補助金）について、団体職員の退職給付引当金を補助対象と認めていながら、退職給付引当金は補助金交付要綱の補助対象経費として記載されていなかった。	(措置の内容) ○ 県産品販売支援事業費補助金交付要綱を令和7年2月1日付けで改正した。

所 管 課	生産者支援課
監 査 対 象 団 体	佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会
(監査の結果) 【佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金関係】 (1) 団体への指導について、不十分なものがあつた。 猟友会の事業実績について報告したことを確認できる書面が保存されていなかった。	(措置の内容) ○ イノシシ等被害防止対策事業のうち有害鳥獣捕獲委託事業については、県内各協議会は6年度から事業内容が類似している国庫補助事業で取組んでいるが、各協議会に対し、国の規則や要綱等に基づき適切な書面整

他の対策協議会を対象に行った令和3年度財政的援助団体等監査においても、委託事業の実績把握方法の改善を強く求めたが改善されていないところであり、当該書面の保存について、県内各対策協議会を指導されたい。	備を行うよう、保存されている事業実績の書面を確認するなどの指導を実施している。 同じ委託事業である捕獲班設置事業については県単独事業として継続しているが、要綱を改正し領収書など事業内容・支出を裏付ける証拠書類を徴求することとしている。
--	---

所 管 課	農地整備課
監 査 対 象 団 体	川上南部土地改良区
(監査の結果) 【佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金関係】 (1) 補助金交付要綱に関し、適切でない部分があった。 佐賀県団体営農業農村整備事業関係補助金交付要綱の別表1において、補助対象となる事業メニューが定められているが、「6 対策工事費及び緊急工事費」の項目について、正しくは「長寿命化実施要綱第2の1の別表の区分の欄の1の対象種類の欄の(1)の交付対象事業のア」と規定すべきところ、誤って「長寿命化実施要綱第2の1の別表の区分の欄の1の対象種類の欄の(1)の交付対象事業のイ」と規定されていた。 正：ア（水利施設整備） 誤：イ（機能保全計画策定等） (2) 実績報告書の審査について、不十分なものがあった。 当該補助金交付要綱において、財産管理台帳は施設が完成した年度の補助金実績報告書に記載又は添付するものとされているが、令和3年度及び令和4年度に完成した施設について、各年度の補助金実績報告書に記載又は添付されていなかった。 所管課は補助金実績報告書の審査の際にそれを看過し、各年度の補助金の額の確定を行っていた。	(措置の内容) ○ 補助金交付要綱については改訂作業を行い、今後は適正な事務執行に努めていく。 ○ 関係者に文書による注意喚起を行い、再発防止の周知徹底を行った。今後は適切な事務処理に努めていく。

所 管 課	河川砂防課（城原川ダム等対策室）
監 査 対 象 団 体	水源地域連携・活性化促進協議会
（監査の結果） 【佐賀県水源地域連携・活性化対策事業費補助金関係】 （１）間接補助事業の補助条件について、不備があった。 補助金交付要綱で、間接補助事業の補助条件として付されることとされている条件が一部付されていなかった。 所管課にあっては、今後の補助事業実施にあたって、このようなことがないよう補助事業者に対し適切に指導されたい。 間接補助事業名： 水源地域連携・活性化促進協議会湖面等利活用推進支援事業補助金 補助事業者： 水源地域連携・活性化促進協議会 間接補助事業者： 嘉瀬川ダム利活用推進協議会 定められていない補助条件： ・ 事情変更による決定の取消し等に関する規定（県補助金交付要綱第６条第１項第７号のイ） ・ 帳簿及び証拠書類の整備、保管に関する規定（県補助金交付要綱第６条第１項第７号のオ）	（措置の内容） ○ 当該事業は令和６年度で終了するため、今後、類似事業を実施する際は、同様の誤りが生じないように、「補助事業チェックリスト」等を活用し、内容に不備がないかをチェックするとともに、起案文書に添付することにより、担当者だけでなく、決裁ラインにおいても確認を徹底するよう改善を行う。

【公の施設の指定管理者関係】

所 管 課	さが政策推進チーム
監 査 対 象 団 体	北山フォレストパートナーズ
(監査の結果) 【佐賀県立 21 世紀県民の森キャンプ場関係】 (1) 指定管理施設であるキャンプ場のオープンが 8 月から 10 月に延期になったため、令和 5 年度事業計画及び収支計画（利用料収入及び事業経費）に変更が生じることとなった。 この変更は、県のキャンプ場整備が遅延したため生じたものであり、県から指定管理者に働きかけて、基本協定書に基づく事業計画及び収支計画の変更協議を行うべきであったが行われていなかった。	(措置の内容) ○ 事業計画及び収支計画に変更が生じた場合の手続きについて周知徹底を図るとともに、今後、適正な事務執行に努める。